

# ハローワーク求職情報の提供サービス利用規約の同意書

(求職者用)

ハローワーク求職情報の提供サービスの利用に当たり、別紙の利用規約を遵守します。

平成        年        月        日

【利用申請者】

住所または居住地

氏名

(署名または記名押印)

印

## ハローワーク求職情報の提供サービス利用規約

(求職者用)

### 1 ハローワーク求職情報の提供サービス実施の目的

求人・求職のマッチングに係るインフラとして、一種の公共財的な性格を有する公共職業安定所（以下「安定所」という。）の求職情報について、有料・無料の職業紹介事業者、地方自治体等に提供することにより、求職者が容易に利用できるマッチングの様々なチャネルを拡大するとともに、国・地方・民間が、それぞれの役割・機能に応じた連携を強化し、オールジャパンとしての「外部労働市場全体のマッチング機能の最大化」を図ることを目的とする。

### 2 求職情報の提供サービスの実施内容

安定所の求職情報の提供サービス（以下「本サービス」という。）は、本サービス実施のために構築した求職情報の提供のためのシステム（以下「システム」という。）を介して、3で定める安定所の求職者の求職情報を、民間職業紹介事業者、地方自治体等提供対象となる団体（以下「対象団体等」という。）に提供することにより行う。

なお、求職情報の提供を受けた対象団体等は、当該対象団体等が行う職業紹介事業等を通じた支援を希望する求職者に対し、当該システムを介して対象団体等のサービスの案内などの連絡を行う。対象団体等からの連絡を受けた求職者が対象団体等による支援を受けることを希望する場合は、対象団体等がシステムにより示す連絡先に求職者自らが直接連絡し、当該対象団体等への求職申込み等を行う。

その他、当該対象団体等への求職申込みを行う前に具体的な支援内容を尋ねるなど、求職者が匿名で対象団体等と連絡を取ることも可能とする。

### 3 本サービスの対象となる求職者の範囲

本サービスを利用して求職情報の提供を行うことができる求職者の範囲は、安定所

の有効求職者であって、次に掲げる者を除き、かつ、求職情報の提供を行うことを希望し利用規約（求職者用）に同意した者とする。

- ① 職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の2第1項第1号に規定する学校のうち、大学及び高等専門学校を除く学校（以下「対象学校」という。）の生徒又は対象学校の新規卒業生（卒業年の6月末までの者）
- ② 障害者として求職登録を行っている者

### 4 本サービスの対象となる求職情報の範囲等

本サービスの対象となる求職情報は、情報提供することに同意した求職者の求職申込書及び求職公開申込書の項目のうち、次に示すものとする。なお、求職申込書及び求職公開申込書の情報について、項目の見直しが行われた場合には随時その内容を反映した項目とする。

#### (1) 求職申込書の情報

- ①希望する仕事 ②希望勤務時間 ③希望就業形態 ④正社員希望 ⑤派遣の可否
- ⑥請負の可否 ⑦希望休日 ⑧週休二日制の希望 ⑨希望勤務地（通勤方法、通勤時間の限度も含む） ⑩転居の可否 ⑪マイカー通勤希望 ⑫希望収入（希望月収、希望時間額） ⑬条件・その他の希望 ⑭学歴・訓練等受講歴 ⑮自動車免許の有無 ⑯免許・資格・特技 ⑰経験した主な仕事 ⑱退職時（現在）の税込み月収 ⑲あつせんを予定する職業の職業分類 ⑳あつせんを予定する産業の産業分類 ㉑広域就業希望地（希望勤務地に対応した住所コード） ㉒Uターン・Iターン希望 ㉓免許・資格コード

#### (2) 求職公開申込書の情報

- ①希望する仕事 ②希望勤務時間 ③希望勤務地（通勤方法、通勤時間限度も含む）
- ④希望収入（希望月収、希望時間額） ⑤希望休日 ⑥週休二日制の希望 ⑦派遣の可否 ⑧請負の可否 ⑨海外勤務の可否 ⑩専門知識・技術・能力の内容 ⑪アピールポイント ⑫アピールしたい仕事の経験 ⑬その他特記事項

#### (3). 求職情報の更新

本サービスで提供される求職情報は、1日1回更新される。

#### (4) 求職情報の検索条件

対象団体等は、本サービスで提供される求職情報を、希望職種、希望勤務地、希望収入、免許・資格、Uターン・Iターン希望の有無等で検索することができる。

#### 5 本サービスの提供

安定所に求職申込みをし、本サービスの利用を希望した求職者は、本サービスの利用にあたっては、以下の項目に留意すること。

- ① 本サービスの対象となる求職情報は、上記4の求職情報の範囲であること。
- ② 求職情報の提供を行えば、一定の要件を満たした対象団体等から職業紹介や関連サービスの案内とその利用勧奨がなされることが見込まれ、これに応じることで対象団体等からの支援等が受けられること。これらの支援等の利用を希望する場合には、対象団体等ごとの定めにより、求職申込みや所要の契約等が必要となる場合があること。
- ③ 求職情報の提供は、ハローワークインターネットサービス上の専用のページ（以下「求職情報提供サイト」という。）を通じて行われ、一定の要件を満たした対象団体等のみが閲覧できること。
- ④ 対象団体等が求職情報提供サイトを通じて安定所の個々の求職者に最初に案内を送付する際には、求職者がその後のサービスの利用に当たっての検討を十分に行うことができるよう、対象団体等の職業紹介の実績、取り扱っている求人に関する情報（職種・業種・地域）、職業紹介に関する手数料（対象団体等が地方自治体で職業紹介を行わない場合は、それらに代えて就職支援等の内容）や個人情報管理・苦情処理責任者（以下「個人情報管理等責任者」という。）の情報等を必須情報として送信することとしていること。これら内容を確認の上、対象団体等からサービスの提供を受けるか否かについて十分に検討すること。
- ⑤ ④で提供された情報などについて、案内のあった対象団体等に照会を行いたい等の場合は、求職情報提供サイトを通じて、求職者の氏名等を明らかにせず、やりとりを行うことができること。なお、氏名、連絡先等個人を特定できるやりとりは、

求職情報提供サイト上では行わず、対象団体等が示す本サービス以外の連絡方法を用いて行うこと。

- ⑥ 求職者は、求職情報提供サイト上で設定することで、案内を受け取りたい対象団体等の範囲を限定することができること。また、特定の対象団体等からの案内送信等（対象団体等からの最初の案内と求職者からの質問への回答等）の受け取りを拒否したい場合は、求職者が受信拒否したい対象団体等の設定を自ら行うことが可能であること。
- ⑦ 有料職業紹介事業者による職業紹介は、手数料が発生する場合があるため、対象団体等である有料職業紹介事業者から職業紹介を希望する場合には、上記④の案内や上記⑤のやりとりの中で手数料について十分説明を受け、手数料の発生について同意した上で職業紹介を受けること。この際、手数料については、求職者が全額負担するものとし、安定所（国）は一切負担しないものであること。その他、関連するサービスも有料となる場合があるが、必要な費用は求職者が全額を負担し、安定所（国）は一切負担しないこと。
- ⑧ 対象団体等による職業紹介や関連するサービスの利用を希望する場合には、求職情報提供サイトを通じて対象団体等にその旨を伝え、その後、直接連絡を取り合う中で、対象団体等が定める手続きにより、安定所への求職申込みとは別に求職のための申込みを行う必要があること。
- ⑨ 求職者は、求職情報提供サイト上で操作することにより、求職情報の提供をいつでも停止できること。
- ⑩ 対象団体等は、提供された求職情報の利用にあたり利用規約の遵守を要件としており、これに違反している疑いがあれば、求職申込みを行った安定所に相談すること。
- ⑪ 求職情報提供サイト上での対象団体等とのやりとりや対象団体等の提供するサービスについては、安定所（国）は一切の責任を負わないこと。ただし、労働局又は安定所は、本サービスを利用して生じた求職者からの苦情を受け付け、必要に応じ、事実関係の報告や利用方法の是正等を対象団体等に求めるものであること。

## 6 提供した求職情報の利用

### (1) システムの利用について

IDを取得した求職者は、システムにログインし、対象団体等からの案内を受信することができる。また、求職者は匿名で、案内を参考に特定の対象団体等に具体的な支援内容を尋ねるなど対象団体等と連絡をとることができる。さらに、特定の対象団体等からの案内送信等を受信拒否（ブロック）することも可能である。

### (2) 対象団体等による求職情報の取得・利用について

本サービスにより提供する求職情報は、上記4に定めるとおり求職者から求職申込みを受理する際に安定所が把握した情報のうち個人が特定されないものである。提供先である対象団体等に対しては、本サービスを利用して当該情報を取得し、利用する場合には以下の事項を遵守させることとしている。

- ① 対象団体等は、自ら行う職業紹介に案内することのみを目的として本サービスを利用すること。ただし、対象団体等が地方自治体である場合については、職業紹介以外の就職に資する支援への利用案内を行うことを可能とする。
- ② 対象団体等は、偽りその他不正の手段によって求職者の個人情報を取得しないこと。
- ③ 対象団体等は、求職者の意に反した営業活動等を一切行わないこと。
- ④ 対象団体等は、求職情報を対象団体等以外の第三者へ提供しないこと。
- ⑤ 求職情報の削除・廃棄
  - a 求職者が求めた場合、当該求職者の求職情報を直ちに削除・廃棄し、対処状況を遅滞なく本人に通知すること。
  - b 対象団体等は、求職情報提供サイト上で、求職者が対象団体等の行う案内送信等を受信拒否（ブロック）したことが明らかになった場合は、遅滞なく当該求職者の求職情報を削除・廃棄すること。
  - c 上記bを除く求職者の求職情報のうち、対象団体等が取得した月の翌々月の末日までに求職受理に至らなかった求職者又は地方自治体の各種就職支援を受けることに同意しなかった求職者の求職情報については、遅滞なく削

除・廃棄すること。また、当該期間内に対象団体等への求職の申込みを受理した者又は地方自治体の各種就職支援を受けることに同意した者の求職情報については、受理した日の属する年度（4月を始期とする1年間をいう。以下同じ。）の翌年度の初日から起算して1年を超えた場合、遅滞なく削除・廃棄すること。

d 対象団体等が本サービスの利用を停止した場合は、遅滞なく、提供を受けたすべての求職情報を削除・廃棄すること。

### ⑥ 対象団体等が求職者に送信する最初の案内の内容等

対象団体等が求職情報提供サイトを通じて求職者に最初に案内を送付する際には、求職者がその後のサービスの利用に当たっての検討を十分に行うことができるよう、対象団体等が利用申請書に記載した職業紹介の実績、取り扱っている求人に関する情報（職種・業種・地域）、職業紹介に関する手数料（対象団体等が地方自治体で職業紹介を行わない場合は、それらに代えて就職支援等の内容）や個人情報管理等責任者の情報等がシステム上で自動的に送信されること。なお、当該必須情報に虚偽がある場合には、上記②に当たるものとして取り扱うこと。

⑦ 求職情報提供サイト上で、本サービスの対象となる求職者に対して、対象団体等が案内送信等できる件数は、総数で1日当たり1,000件を上限とすること。

⑧ 求職申込みなど氏名、連絡先等の個人を特定できる情報のやりとりは、求職情報提供サイト上では行わずに、対象団体等が示す本サービス以外の連絡方法を用いて行うこと。

⑨ 本サービスを利用して、新規大学卒業者等に対する職業紹介以外の有料サービスの提供は、当該有料サービスについて別に定める様式により、サービスの種類・金額等について、対象団体等が利用申請を行った労働局に届け出た上で、本サービスを利用する求職者に事前に説明し、承諾を得た場合を除き、認めないこと。

### (3) 対象団体等の求人者への職業紹介等の支援

求職者は、希望により対象団体等に対して求職申込みを行い、対象団体等が受理した求人者への職業紹介に関する支援を受けることができる。

その際、対象団体等に対しては以下の事項を遵守させることとしている。

- ① 本サービスを活用して求職者より求職申込みがあった場合は、職業安定法に則り、すべて受理すること。
- ② 安定所に求職申込みを行った求職者は、そもそも無料の職業紹介を受けることを希望しているものであり、職業紹介に伴って、求職受付手数料、職業紹介手数料を含めた有料のサービスが発生する場合は、求職受理前に求職者に対してその旨の説明を行うこと。
- ③ 求職者に対して、職業紹介等（対象団体等が地方自治体の場合は就職支援も含む）と関連しないサービスの提供は行わないこと。求職者の希望がある場合に限り、職業紹介以外の有料の就職支援サービスを提供することができること。
- ④ 対象団体等が求職申込みを受理した後は、対象団体等の求職者であることを求人者に明確に示すこと。
- ⑤ 対象団体等は、本サービスを利用する求職者に派遣労働者としての登録を働きかけないこと。
- ⑥ 対象団体等による求職情報提供サイト上のやりとり、職業紹介等（対象団体等が地方自治体の場合は就職支援も含む）は、すべて対象団体等の責任において実施し、安定所は一切の責任を負わないこと（雇用対策協定の締結等により、労働局や安定所と地方自治体が連携して雇用対策を実施することとしている場合で、当該連携する雇用支援策の場合を除く）。

ただし、労働局又は安定所は、本サービスを利用して生じた求職者からの苦情を受け付け、必要に応じ、事実関係の報告や利用方法の是正等を対象団体等に求めるものであること。

## 7 利用可能期間及び利用の停止

本サービスの利用可能期間は、本サービスを利用する求職者が安定所の有効求職者

である期間とする。ただし、求職者は、求職情報提供サイト上で操作することにより、いつでも求職情報の提供を停止できる。

## 8 求職者からの報告

本サービスを利用する求職者は、対象団体等の紹介で就職に至った場合、求職申込みを行った安定所へその旨を遅滞なく報告すること。

## 9 苦情の申出

対象団体等は、苦情に対して適切かつ迅速に対応するため、個人情報管理等責任者を選定し、求職者に対する最初の案内送信等の際にその連絡先を送付することとしていることから、本サービスを利用する求職者は、個人情報管理等責任者に苦情の申出を行うこと。

また、安定所においても苦情申出等受付担当者（以下「受付窓口」という。）を設定し、周知することとしているので、本サービスを利用する求職者は、必要に応じて、受付窓口に苦情の申出を行うこと。

## 10 本サービスの利用に必要な機器等

本サービスの利用のために必要な端末機器、通信設備、その他の設備等は、本サービスを利用する求職者の負担とする。

## 11 利用環境

### (1) 動作確認済みのブラウザ

求職情報提供サイトは、Internet Explorer9.0～10.0、FireFox23、Safari6、Google Chrome29で動作の確認を行っているが、利用環境によっては一部表示上の不具合が発生する可能性があること。

### (2) 表示エラー

Microsoft Windows Vista 及び Windows 7 には環境依存文字（※）として扱える

文字が追加されている。求職情報提供サイトは環境依存文字に対応していないため、環境依存文字を使用した場合は文字化けが発生し、正しくサービスが利用できない場合がある。利用にあたっては、環境依存文字を使用しないようにすること。

※ Windows Vista 及び Windows 7 では漢字変換の際に「環境依存文字 (unicode)」と表示される

## 12 ID 及びパスワードの管理

ID 及びパスワードは、本サービスを利用する求職者の責任で厳重に管理し、第三者に開示、貸与及び譲渡してはならない。ID 及びパスワードが、第三者に不正に利用される可能性がある場合は、速やかに厚生労働省職業安定局首席職業指導官室及び労働市場センター業務室又は最寄りの安定所に報告すること。

## 13 システム・セキュリティの確保

求職情報提供サイトの利用にあたっては、システムのセキュリティを確保するため、以下の事項を遵守すること。

- ① 上記 12 に留意し、ID 及びパスワードの管理を厳重に行うこと。
- ② アンチウィルスソフトウェアの不正プログラムの定義ファイルを常に最新の状態に維持し、不正プログラムの自動検査機能を有効にすること。
- ③ セキュリティの脆弱性への対策を行っていない OS や閲覧ソフト等を用いないこと。

なお、求職者が、ID 及びパスワードを第三者に不正に利用されたこと又は上記のセキュリティ対策を適切に講じなかったこと等により、対象団体等、その他の第三者又は厚生労働省に対して損害を与えた場合、求職者は自らの責任により解決するものとする。

## 14 メンテナンス作業等の実施

毎週 1 回日曜日にシステムのメンテナンスを行うため、メンテナンスに伴いシステムの停止が発生する。

## 15 免責事項等

本サービスにより提供された求職情報の利用又は本サービスの停止（安定所の業務システムの障害及びシステムメンテナンスによるものも含む。）に関して生じた損害について、厚生労働省は一切責任を負わず、本サービスを利用する求職者に対し損害賠償する義務はないものとする。

対象団体等が、本サービスにより提供された求職情報を利用したこと又は ID 及びパスワードを第三者に不正に利用されたことにより、本サービスを利用する求職者、その他の第三者又は厚生労働省に対して損害を与えた場合も、対象団体等は自らの責任により解決するものとする。

また、安定所の業務システムの改修等により、本サービスの停止やソフトウェア等の更新が必要となる場合がありえるが、これに伴い発生する損害や経費は、本サービスを利用する求職者が負担すること。

## 16 不利益行為等の禁止

本サービスの利用に当たっては、第三者又は厚生労働省に対し、不利益もしくは損害を与える行為又はそのおそれがある行為等を禁止する。

## 17 利用規約の変更

厚生労働省は厚生労働省の裁量により本利用規約を変更することができるものとし、変更後の本利用規約は全て対象団体等及び本サービスを利用する求職者に適用されるものとする。

厚生労働省が本利用規約を変更する場合は求職情報提供サイトに掲載することとする。

## 18 その他

本サービスに関し、本利用規約に定めない事項は、厚生労働省が定めるところによ

る。

また、厚生労働省は、求職情報提供サイトへの掲載により、いつでも本サービスの実施について全部又は一部の変更や廃止を行うことができる。

#### 19 準拠法及び合意管轄裁判所

本利用規約には、日本法が適用されるものとする。

本サービスの利用に関連する紛争については、求職申込みを行った安定所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 20 附則

本利用規約は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。